○浜田市まちづくりセンター条例

令和２年12月18日条例第41号

改正

令和６年６月28日条例第21号

浜田市まちづくりセンター条例

（目的及び設置）

第１条　浜田市協働のまちづくり推進条例（令和２年浜田市条例第31号）第３条に規定する基本理念に基づく協働のまちづくり並びに人材を育成する社会教育及び生涯学習を推進することにより、誰もが幸せに暮らせる魅力ある地域社会の実現を図るため、同条例第22条の規定に基づき、浜田市まちづくりセンター（以下「まちづくりセンター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　まちづくりセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
浜田まちづくりセンター	浜田市殿町６番地１
石見まちづくりセンター	浜田市黒川町131番地２
長浜まちづくりセンター	浜田市熱田町1441番地18
周布まちづくりセンター	浜田市周布町イ374番地
大麻まちづくりセンター	浜田市西村町1038番地８
美川まちづくりセンター	浜田市内村町592番地１
国府まちづくりセンター	浜田市国分町1981番地136
久佐まちづくりセンター	浜田市金城町久佐イ575番地７
今福まちづくりセンター	浜田市金城町今福105番地２
美又まちづくりセンター	浜田市金城町追原177番地１
雲城まちづくりセンター	浜田市金城町下来原171番地
波佐まちづくりセンター	浜田市金城町波佐イ441番地１
小国まちづくりセンター	浜田市金城町小国イ160番地１
今市まちづくりセンター	浜田市旭町今市641番地１
木田まちづくりセンター	浜田市旭町木田219番地13
和田まちづくりセンター	浜田市旭町和田1284番地
都川まちづくりセンター	浜田市旭町都川889番地
市木まちづくりセンター	浜田市旭町市木2919番地２
安城まちづくりセンター	浜田市弥栄町長安本郷544番地１
杵束まちづくりセンター	浜田市弥栄町木都賀イ526番地４
岡見まちづくりセンター	浜田市三隅町岡見516番地
三保まちづくりセンター	浜田市三隅町湊浦120番地
白砂まちづくりセンター	浜田市三隅町折居883番地
三隅まちづくりセンター	浜田市三隅町向野田581番地
黒沢まちづくりセンター	浜田市三隅町下古和1518番地
井野まちづくりセンター	浜田市三隅町井野へ1816番地２

２　市長は、必要に応じて、まちづくりセンターに分館を置くことができる。

（職務権限の特例）

第３条　まちづくりセンターは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第１項の規定に基づき、市長が管理し、及び執行する。

（事業）

第４条　まちづくりセンターは、次に掲げる事業を行う。

（１）　協働のまちづくりを推進する事業

（２）　社会教育及び生涯学習を推進する事業（社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する事業に関するものを含む。）

（３）　その他まちづくりセンターの設置の目的を達成するために必要な事業

（職員）

第５条　まちづくりセンターにセンター長及び主事を置き、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

（職務）

第６条　センター長は、まちづくりセンターの行う各種事業を所掌し、所属職員を指揮監督する。

２　主事その他の職員は、センター長の命を受けて担当業務に従事する。

（開館時間及び休館日）

第７条　まちづくりセンターの開館時間及び休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

（１）　開館時間　午前９時から午後９時まで

（２）　休館日　12月29日から翌年の１月３日まで

（使用許可）

第８条　まちづくりセンターの施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

２　市長は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

３　市長は、第１項の規定により使用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしないものとする。

（１）　公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。

（２）　施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。

（３）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認める使用をするとき。

（４）　その他まちづくりセンターの管理上支障があると認める使用をするとき。

（使用の制限）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

（１）　前条第１項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた使用の目的に違反したとき。

（２）　使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（３）　使用者が偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

（４）　その他まちづくりセンターの管理上特に必要と認められるとき。

２　前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止

を命じた場合において使用者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第４号に該当する場合は、この限りでない。

（特別設備等の制限）

第10条　使用者は、施設等に特別の設備をし、又は器具等を搬入して使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（目的外使用等の禁止）

第11条　使用者は、使用の許可を受けた目的以外の目的に施設等を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用料）

第12条　使用料は、まちづくりセンターの施設のうち、市長が別に定めるものにつき、別表の左欄に掲げる施設の面積区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

２　使用者は、市長に使用料を前納しなければならない。ただし、市長が後納を認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第13条　市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第14条　既に納付した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由その他市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（原状回復の義務）

第15条　使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は第９条第１項の規定により使用の中止を命じられたときは、速やかに使用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。

（損害賠償等の義務）

第16条　使用者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を市長に届出をし、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第17条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る施設等の使用の許可その他まちづくりセンターの運営に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

（浜田市立公民館条例等の廃止）

３　次に掲げる条例は、廃止する。

（１）　浜田市立公民館条例（平成17年浜田市条例第95号）

（２）　浜田市立マリン交流センター条例（平成17年浜田市条例第97号）

（３）　浜田市弥栄老人福祉センター条例（平成17年浜田市条例第138号）

（４）　浜田市老人憩いの家条例（平成17年浜田市条例第148号）

（経過措置）

４　施行日の前日までに、前項第１号の規定による廃止前の浜田市立公民館条例又は同項第２号の規定による廃止前の浜田市立マリン交流センター条例の規定によりなされた処

分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

5　第12条から第14条まで及び別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。

（浜田市公告式条例の一部改正）

6　浜田市公告式条例（平成17年浜田市条例第３号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（浜田市支所及び出張所設置条例の一部改正）

7　浜田市支所及び出張所設置条例（平成17年浜田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（浜田市防災行政無線施設条例の一部改正）

8　浜田市防災行政無線施設条例（平成18年浜田市条例第９号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（浜田市生活路線バス条例の一部改正）

9　浜田市生活路線バス条例（平成19年浜田市条例第９号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（浜田市立図書館条例の一部改正）

10　浜田市立図書館条例（平成25年浜田市条例第９号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（浜田市美川西ふれあいセンター条例の一部改正）

11　浜田市美川西ふれあいセンター条例（平成17年浜田市条例第98号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（浜田市美川西ふれあいセンター条例の一部改正に伴う経過措置）

12　施行日の前日までに、前項の規定による改正前の浜田市美川西ふれあいセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の浜田市美川西ふれあいセンター条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（旧浜田市農業構造改善センター条例の設置目的の承継）

13　美川まちづくりセンターについては、浜田市農業構造改善センター条例を廃止する条例（平成22年浜田市条例第10号）の規定による廃止前の浜田市農業構造改善センター条例の設置の目的を承継するものとする。

附　則（令和６年６月28日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第12条関係）

施設の面積区分	使用料
100㎡未満	１時間につき　220円
100㎡以上200㎡未満	１時間につき　330円
200㎡以上300㎡未満	１時間につき　440円
300㎡以上	１時間につき　660円

備考

１　調理設備を有する施設であって、当該調理設備を使用する場合にあっては、１時間につき110円を加算する。

2　営利を目的として使用する場合にあっては、この表に定める額の100パーセント相当額を加算する。
3　市民等（市内に住所を有する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者若しくは市内に存する学校に在学する者又は市内に所在する団体をいう。以下同じ。）以外のものが使用する場合にあっては、この表に定める額の100パーセント相当額を加算する。
4　営利を目的として使用する場合で、かつ、市民等以外のものが使用する場合にあっては、この表に定める額の200パーセント相当額を加算する。
5　使用時間に１時間未満の端数が生じたときは、当該端数は１時間とみなして算定する。